

県営住宅定期補欠入居申込案内書

<令和8年2月>

今回の募集は、団地に空き家が生じた場合の補充入居予定者と案内する順位をあらかじめ決定しておくものです。したがって、申込み後、直ちに入居できるものではないことをご承知願います。申込みには資格の制限がありますので、この案内書をよくお読みになったうえで申込んでください。

今回も昨年と同様に申込み手続きの負担を軽減するために、①入居申込みの簡素化、②抽選会への参加義務無し、といいたします。①の入居申込みの簡素化については、受付時には「申込書」、「自己チェックリスト」及び「暴力団員には該当しないこと等の誓約書・同意書」で資格の有無を仮審査し、その後入居できる順番がきた時点で、収入を証明する書類などを提出してもらい本審査を行う2段階審査方式となっています。②につきましては、抽選会への参加義務無しとし、抽選結果は申込者全員に後日連絡することとします。

なお、入居案内時点では、本当は入居資格が無いことが判明した場合や申込み時点では入居資格を満たしていてもその後の家族の異動や収入増加等により資格がなくなった場合は、入居できない場合などがありますので、あらかじめご了解ください。

○ 募集住宅一覧表

番号	団地名	所 在 地	戸数	エレベーター	駐車場
①	新居浜南	新居浜市庄内町4丁目4番	50戸		
②	新居浜東	〃 庄内町1丁目4番	48戸		整備済
③	多喜浜	〃 阿島1丁目8番	36戸		整備済
④	多喜浜第2	〃 阿島1丁目7番	30戸		整備済
⑤	磯浦	〃 磯浦町13番	30戸	有	整備済
⑥	西条東	西条市新田258番地	54戸		整備済
⑦	東予	〃 国安158-10	80戸	有	整備済
⑧	御陣家南	〃 丹原町池田1224-20	4戸		整備済
⑨	川之江	四国中央市川之江町981-1	30戸	有	整備済

○ 申込受付

受付期間：令和8年2月2日（月）～2月10日（火）（土・日曜は除く）

受付時間：8時30分から12時まで、13時から17時まで

受付場所：愛媛県東予地方局 建設部建築指導課（庁舎3階 位置図P9参照）

※郵送による申込みも可能です。（2月10日の当日消印まで有効）

※申込書等は、愛媛県四国中央土木事務所（四国中央市三島宮川4丁目6番55号）へ提出することが可能です。

○ 抽選（公開）

日時：令和8年3月5日（木）14時00分（受付13時30分～）

場所：愛媛県東予地方局 7階 中会議室

※自ら抽選を希望される方は、受付票を持参の上、出席してください。

※感染症拡大防止の観点から抽選会の公開をやむなく中止する場合があります。

＜お問い合わせ先＞

愛媛県東予地方局 建設部建築指導課（庁舎3階）

〒793-0042 西条市喜多川796-1 Tel 0897-56-1300（内線416）

1 申込みから入居まで

申込みから実際の入居までは次の手順で行います。

今回の申込み・抽選順位の有効期間は、今回の抽選日から次回の抽選日前日までです。

申込方法

「県営住宅入居申込書」、「入居資格自己チェックリスト1・2」
「暴力団員には該当しないこと等の誓約書・同意書」に必要事項
を記入し下記期間内にご提出ください。
<申込期間> 令和8年2月2日(月)～2月10日(火)

※この期間内に申込みが
できない場合は、定期
補欠入居申込受付終了
日の翌日以降の随時受
付扱いとなります。

受付・仮審査

提出

申込書の記載内容から、入居資格が無いことが判明した場合は申込みを無効とします。

公開抽選

3月5日(木)14時00分

※抽選会参加の義務はありません。

案内する順位決定

※希望団地に空き家が生じた場合に入居できる順位の決定です。

抽選結果(補欠入居順位)は全申込者に通知します。

自ら抽選を希望される
方は受付票を持参のう
え出席してください。欠
席の場合は県職員が代
わりに抽選します。

※ 感染症拡大防止の観点か
ら抽選会の公開をやむな
く中止する場合がありま
す。

空き家が生じた都度

入居案内

補欠入居順位に従って上位者から順次入居案内を出します。ただし、チェックリスト2により
優遇入居資格がある方については、一般入居を希望している方よりも優先して案内します。

※複数の団地を希望された方は、その中で一番早く空き家が生じた団地の住宅を一つだけ案内
します。

必要書類提出

※災害による住宅困難者、県営住宅の建て替え事業に伴う移転者や
公共事業等に伴う住宅の除去等のために県の判断により、補欠入居
申込者に連絡することなく、これらの者を優先入居させたり、空き
家のまま残したりする場合があることをご承知願います。

入居資格本審査

入居資格が無いことが判明した場合は失格となります。

優遇入居資格が無いことが判明した場合はその案内を取り消し、一般の案内順に変更します。

入居許可

請書提出(連帯保証人1名が必要です)。

入居説明

入居許可証、鍵渡し、敷金の納付、ほか説明

入居

2 入居申込資格

次の（1）～（4）のすべてに該当していることが必要です。

（1）現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

ただし、次に該当する方は単身者でも申込みできます。

ア. 60歳以上の方

イ. 心身障がい者の方

（身体障がい者福祉法に基づく身体障がい者1級～4級、

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく精神障がい者1級～3級、知的障がい者福祉法に基づく知的障がい者（療育手帳の交付を受け得る程度）

ウ. 生活保護法に規定する被保護者

エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方

オ. 原子爆弾被爆者の方

カ. 海外引揚者（引き揚げた日から5年未満の方）

キ. ハンセン病療養所入所者等

ク. DV被害者（配偶者又は婚姻に類する交際相手からの暴力被害者）

注1) 親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者（申込みから3ヵ月以内に結婚するもの）を含む。

注2) 家族を不自然に分割して申し込むことはできません。

（独身者と他に扶養義務者のある祖父母との同居など）

注3) 単身者のうち、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けられることができず、又は受けることが困難であると認められる方は入居できません。（該当するおそれのある方は、申込時に別途相談させていただきます。）

（2）現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

注) 持ち家のある方や公営住宅（県営住宅、市町村営住宅）に住んでいる方は、原則として申込資格はありません。ただし、特別な事情のある方は別途相談させていただきます。

（3）入居申込者及び同居しようとする親族の収入（公営住宅法に規定する月収）が収入基準に適合すること。（「3. 入居資格収入基準」をご覧ください）

（4）入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

注) 申込書と共に誓約書・同意書（申込書に添付）を提出する事

3 入居資格収入基準

○ 収入基準

入居申込者及び同居しようとする親族全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額(月所得額)が次表の収入基準に適合する場合に申込みできます。

【収入基準】

一般世帯の場合	所得 158,000円／月 以下
高齢者・子育て・障がい者等(裁量世帯)の場合	所得 214,000円／月 以下

注(1) 高齢者・子育て・障がい者等(裁量世帯)とは次の世帯です。

- ① 入居申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上、又は18歳未満世帯
- ② 6歳未満の子供がいる世帯(同居者に小学校就学前の子供のいる世帯)
- ③ 心身障がい者の方がいる世帯
 - ア 身体障がい者福祉法に基づく身体障がい者手帳1級から4級の方
 - イ 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく精神障がい者1、2級
 - ウ 知的障がい者福祉法に基づく知的障がい者重度、中度の方
- ④ その他

入居者又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方や原子爆弾被爆者の方、海外引揚者で引き揚げた日から5年未満の方又はハンセン病療養所入所者等がある場合。

注(2) 審査は入居案内時点で行いますので、「退職予定による収入減見込み」では認められません。

注(3) 月所得額の計算は基本的に次式により行います。

「収入」ではなく「所得」にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給等は、所得とみなされません。

$$\boxed{\text{本人の年間所得金額} + \text{同居親族の年間所得金額} - \text{控除額合計}} \div 12 = \text{月所得額}$$

控除の種類と控除額(詳細は係員にお尋ね下さい)

控除の種類	控除額(人)	備考
同居・扶養親族控除	38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族1人につき
老人扶養控除	10万円	70歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	25万円	16~22歳の親族の扶養
寡婦控除	27万円	本人所得より控除、27万円未満はその額
ひとり親控除	35万円	本人所得より控除、35万円未満はその額
障がい者(一般)	27万円	障がい者(特別)以外の身体、精神、知的障がい
障がい者(特別)	40万円	障がい者手帳1、2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

4 優遇入居及び単身者の入居について

県営住宅では、いわゆる住宅弱者といわれる老人世帯等を優遇入居世帯として、一般世帯より入居できやすくなるよう配慮しています。空き家が生じた場合に、全体での団地内入居順位にかかわらず、優遇入居世帯だけの順位により入居案内する住宅が特定目的住宅Bです。

また、近年建設された住宅は世帯構成に応じて住宅の広さを調整した型別供給を実施しているため、単身者が申込みできない住宅があります。

○ 優遇入居世帯

(1) 次の世帯を優遇入居の対象としています。

老人世帯	60歳以上の老人のいる世帯
母子世帯又は父子世帯	母子又は父子家庭の世帯
子育て世帯	18歳未満の子供がいる世帯
多子世帯	18歳未満の子供が3人以上いる世帯
多家族世帯	入居者が5人以上の世帯（年齢は問わない）
若者夫婦世帯	夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯
心身障がい者世帯	次の心身障がい者がいる世帯 ・身体障がい者福祉法に基づく身体障がい者（1級から4級） ・精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく精神障がい者（1、2級） ・知的障がい者福祉法に基づく知的障がい者（重度、中度）
ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等のいる世帯
DV被害者世带	DV被害者世帯（配偶者又は婚姻に類する交際相手からの暴力被害者）
災害被災者世帯	災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む）
犯罪被害者等世帯	次の犯罪被害に該当する世帯 ・犯罪により主たる収入者が亡くなった ・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難 ・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつ）が行われた ・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

(2) 補欠入居の場合の優遇方法

優先住宅が空き家の場合に優先世帯中の順位により入居案内いたします。

優先住宅の種類	優先入居概要
<ul style="list-style-type: none">老人世帯ハンセン病療養所入所者世帯心身障がい者世帯 (下肢障がいなど2階以上で生活するこ とが困難と認められる方のいる世帯)	<ul style="list-style-type: none">1階住宅を優先（御陣家南団地を除く8 団地） ※1階住宅に入居を希望する場合は、1階希望 「有」に○を付けてください。

○ 単身者の入居申込みできない住宅

特定の団地では、住宅の広さごとに入居を実施します。そのため、単身者が入居できない住宅があります。（詳しくは申込用紙の裏面を参照ください）

5 入居案内とその後の手続きなど

※こちらは実際に団地内に空き家が生じた後の案内です。

○ 入居案内

空き家が生じた都度、抽選による補欠入居順位に基づき入居案内を行います。
なお、住所・連絡先に変更があった場合は東予地方局建築指導課まで連絡願います。
連絡が取れない場合は辞退したものと扱いますので注意願います。
※電話は東予地方局(0897-56-1310)からの着信が取れる状態にしておいてください。

- (1) 特定目的住宅Bに空き家が生じた場合に、対象となる優遇世帯内での順位に基づき案内し、その他の住宅に空き家が生じた場合に全体順位により案内します。
ただし、申込時に優遇入居世帯として申請していない場合は、入居資格審査(許可)時に状況が変化し、優遇入居世帯に該当しても、一般入居世帯として扱います。
逆に、申込時に優遇入居世帯として申請しており、入居資格審査(許可)時点で、書類審査等により優先入居資格を満たしていないことが判明した場合には、一般入居世帯として扱います。
- (2) 複数の団地を希望された方は、その中で一番早く空き家が生じた団地の住宅を案内します。
入居案内を断った場合には申込みは無効となり、他の団地の空き家を待つことはできません。

○ 資格審査用書類の提出

入居資格の本審査を行うため必要に応じ次の①～⑤の書類を提出してもらいます。

- ① 現住所略図（住宅地図のコピー貼付けでも可。）
- ② 申込家族全員の住民票謄本（続柄の記入されているもの）
- ③ 市町長の発行する最新の市町・県民税課税証明書（全員共通）
※専業主婦など無職の方を含む16歳以上の方全員（学生を含む）
- ④ 現在の仕事の状況に応じた案内時点での収入を証明する書類

区分	必要書類
給与所得者	・勤務先発行の最新の源泉徴収票 ※源泉徴収票が発行されない場合は、勤務先発行の給与支払証明書 ・雇用証明書（就職期間1ヶ月未満の時）
事業所得者（自営）	・自己申告の収入証明書 ※後日、確定申告完了後に申告書控え（写）の提出を求める場合があります。
年金受給者	・源泉徴収票（はがき） 又は、年金支払通知書（はがき）など現在の年金額の分かるもの
無職の場合 (専業主婦なども含まれます)	・無職・無収入申告書 ※県が指示する一定の時期以降に無職になった場合は、職安発行の離職票写又は元勤務先からの退職証明書が必要です。

⑤ 該当者のみ必要な書類 ((優遇) 入居資格等を証明する書類)

該当世帯等	必要な書類等
同居予定者が婚約者	婚約証明書（申し込みから3ヶ月以内に結婚するもの）
単身入居	自活状況申立書
生活保護世帯	生活保護受給証明書
母子世帯又は父子世帯	母子（父子）家庭医療費受給者証（持参）又は児童扶養手当受給証明書
身体障がい者（1～4級）	身体障がい者手帳（持参）
精神障がい者（1～3級）	精神障がい者保健福祉手帳（持参）
知的障がい者（重度、中度）	療育手帳（持参）
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長の証明書
DV 被害者世帯	裁判中の保護命令中であることが判る書面又は配偶者からの暴力被害証明書 離婚意思申立書（離婚が成立していないが事実上婚姻関係が解消されている場合）
災害被災者	罹災証明書
犯罪被害者等世帯	被害状況等申告書、同意書

◆ その他、申込家族の状況等によっては、上記以外にも別途書類が必要になる場合があります。

○ 入居資格本審査による失格等について

入居資格の本審査により、申込時点のチェックリストに誤りがあり入居資格がないことが判明した場合は失格になるほか、申込時点では資格があった世帯がその後の時間経過により年齢、家族構成の変化や収入増などが生じ入居資格を満たさず、入居できない場合がありますので、あらかじめご了解願います。

※P19の「入居資格を満たさない（入居できない）事例集」参照ください。

また、同様に申込時点では優遇世帯に該当していたが、本審査時点で該当しない場合は、優遇世帯としての入居案内は取消しとなり、一般世帯としての入居案内で待ってもらう場合もありますので、同じくあらかじめご了解願います。なお、高齢者・障がい者等世帯（裁量世帯関係世帯）の収入審査における年齢等の事項については本審査時点を基準とし審査します。

○ 入居手続（概要）

入居に際しては ①連帯保証人1名選定を含む請書の提出

②敷金の納入（家賃2ヶ月分） が必要です。

※連帯保証人の資格は愛媛県内に居住して独立した生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者です。

入居後の注意事項（概要）：特に知っておいていただきたい主なものは次のとおりです。

- (1) 犬・猫などの動物飼育の禁止
- (2) 各団地には自治会があり、入居者間の親睦、広報等とともに共用電気代などの共益費の管理もしていますので必ず入会をして下さい。
- (3) 駐車場は、一部団地に限り整備済ですが他の団地にはありません。利用可能な団地は自動車保管場所管理組合（入居者で構成）に一括貸付（有料）していますので各団地の組合に申し込んで下さい。（団地一覧参照）
- (4) 家賃は収入に応じて毎年変動します（毎年度、申告書類の提出が必要です。）。収入超過となった方は、住宅の明渡し努力義務が生じ、家賃も民間並みの家賃を払って頂きます。
- (5) 不正入居者、家賃滞納者、高額所得者などは住宅を明渡して頂きます。

住宅一覧表・住宅所在地（令和7年度）

地区	団地名 (所在地)	階層	戸数 (戸)	一戸あたりの 専用面積(m ²)	棟番号	型別	居室(畳)	完成 年度	参考家賃 (円) 【令和7年度】
新居浜市	新居浜南 (庄内町4丁目4)	3階建	30	60.9	1・2号棟	3DK	6,6,4.5/DK	H1	16,600~42,400
		4階建	20	62.0	3号棟	3DK	6,6,4.5/DK	H1	16,900~41,500
	新居浜東 (庄内町1丁目4)	3階建	36	60.9	1・2号棟	3DK	6,6,4.5/DK	H3	17,000~42,000
			12	65.8	3号棟	3DK	6,6,6/DK	H3	18,400~45,500
	多喜浜 (阿島1丁目8番)	3階建	18	66.6	1号棟	3DK	6,6,6/DK	H7	19,400~58,400
			18	73.5	2号棟	3DK	6,6,6/DK	H7	21,400~66,300
	多喜浜第2 (阿島1丁目7番)	3階建	21	70.5	1・2号棟	3LDK	6,6,6/LDK	H12	21,000~77,600
			9	56.3	1・2号棟	2DK	6,6/DK	H12	16,800~66,100
	磯浦 (磯浦町13)	5階建 (EV付)	10	71.7	1号棟	3LDK	6,6,5/LDK	H16	22,800~78,600
			15	56.1		2DK	6,6/DK	H16	17,800~65,900
			5	43.4		1LDK	8/LDK	H16	13,800~56,500
西条市	西条東 (新田258番地)	3階建	36	66.0	1・2号棟	3DK	6,6,6/DK	H6	20,700~53,500
			18	71.5	3号棟	3DK	6,6,6/DK	H6	22,400~59,600
	東予 (国安158-10)	5階建 (EV付)	40	53.8	1号棟	3DK	6,6,4.5/DK	S52	11,000~35,600
			24	58.8~63.8	2号棟	3DK	6,6,(6・ 4.5)/DK	S56	12,800~50,600
	御陣家南 (丹原町池田1224-20)	4階建 (EV付)	16	60.8	3号棟	3DK	6,6,4.5/DK	S56	13,700~50,900
四国中央市	川之江 (四国中央市 川之江町 981-1)	2階建	4	79.8	1号棟	3DK	6,6,6/DK	H13	18,400~83,300
			10	71.7	1号棟	3LDK	6,6,5/LDK	H16	23,000~76,700
			15	56.1		2DK	6,6/DK	H16	18,000~64,300
			5	43.4		1LDK	8/LDK	H16	13,900~55,100

※ 多喜浜第2団地1号棟の部屋型は、003,006号室が2DK、2号棟の部屋型は、001号室が2DK

磯浦団地1号棟の部屋型は、002,003,004号室が2DK、001号室が1LDK

川之江団地1号棟の部屋型は、002,003,004号室が2DK、001号室が1LDK

(注1) 同じ団地の住宅であっても入居者の収入により家賃が変わり、また、同じ団地の住宅であっても入居する住宅(住戸の広さ・利便性等を考慮している)によって家賃が変わるので、入居する住宅が決定したときに家賃はお知らせします。

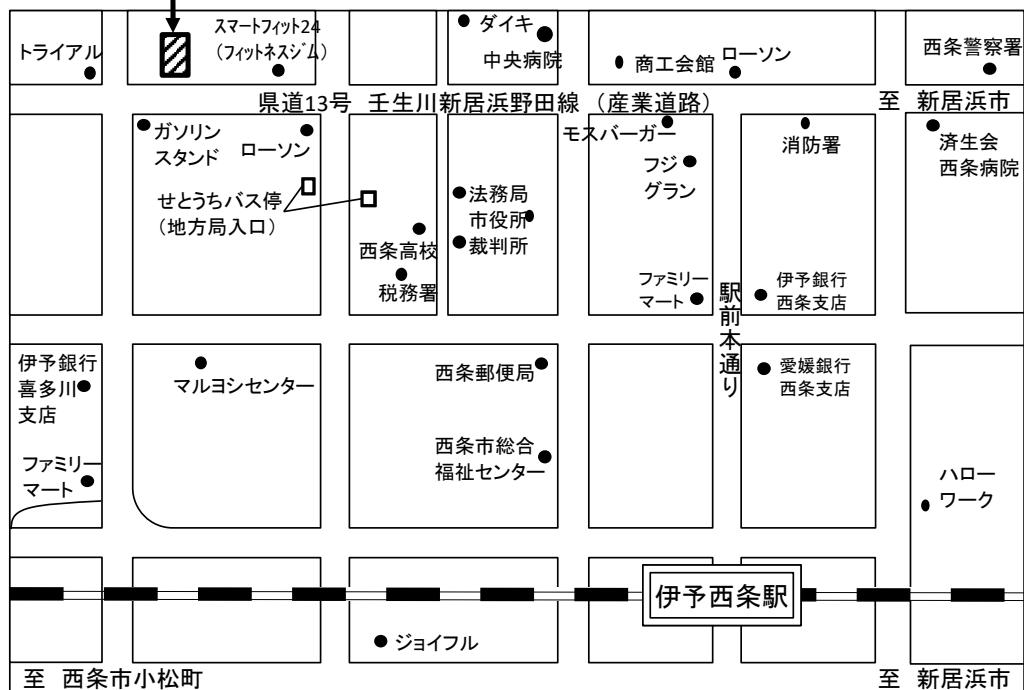
(注2) 上記の団地別家賃は、令和7年4月～令和8年3月までの大まかな家賃の目安です。

※家賃は入居者の所得によって毎年変動し、上記家賃の範囲よりも上下することがあります。

(注3) 上記は全て耐震性有の団地です。

東予地方局

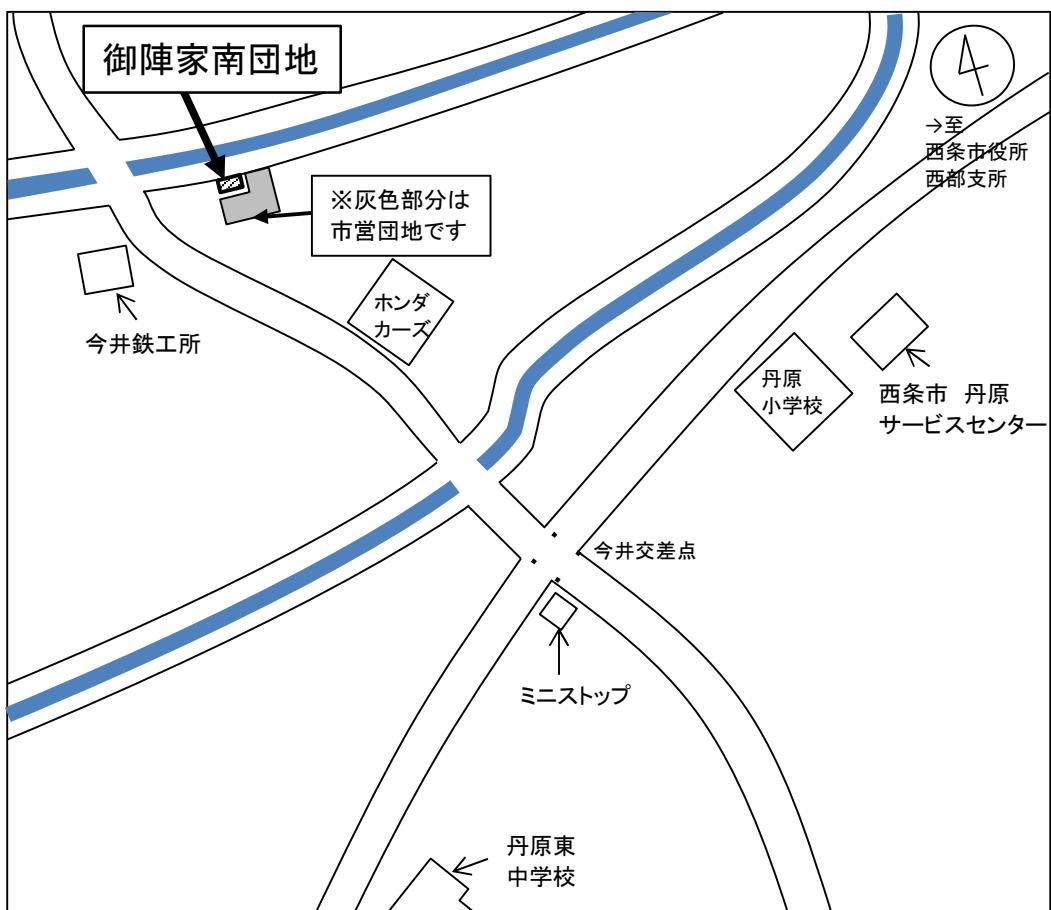
〒793-0042 西条市喜多川796番地の1
(担当:建設部建築指導課 庁舎3階)



西条東団地:西条市新田258番地



御陣家南団地:西条市丹原町池田1224-20

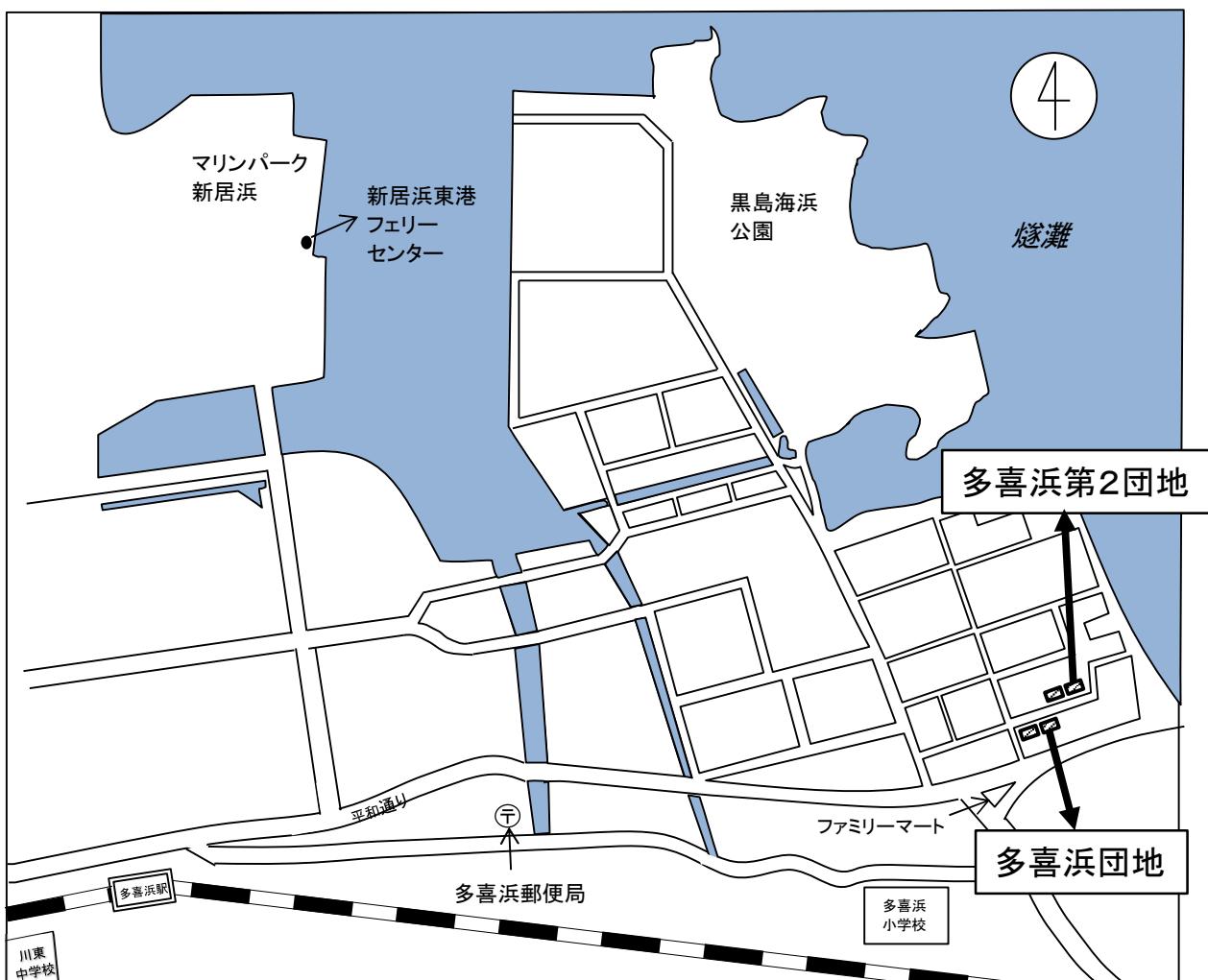


東予団地:西条市国安158-10



多喜浜団地:新居浜市阿島1丁目8番

多喜浜第2団地:新居浜市阿島1丁目7番



磯浦団地:新居浜市磯浦町13番

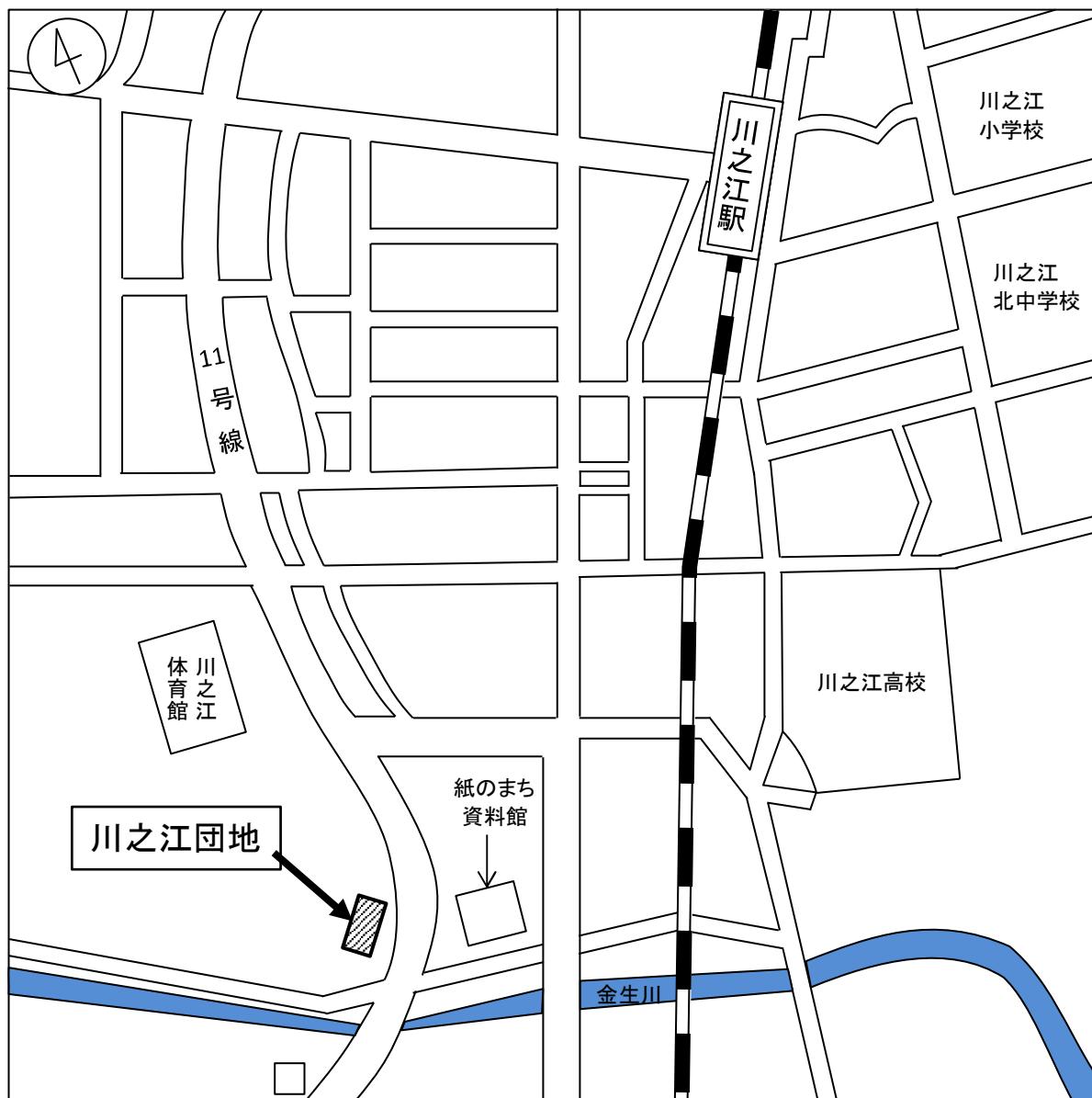


新居浜東団地:新居浜市庄内町1丁目4番

新居浜南団地:新居浜市庄内町4丁目4番



川之江団地:四国中央市川之江町981-1



入居申込書 記入例

・黒い太枠の中を記入して下さい
(記入はすべてボールペン書きにしてください。)

第1号様式(第2条関係) 県営住宅入居申込書

県営住宅入居申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県東予地方局長様

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町12-34 〇〇マンション 101号

(◎アパート等は建物名・部屋番号までは記入して下さい)

申込者 氏名 えひめ たろう
ふりがな 愛媛 太郎

押印必須

印

入居案内連絡のため
必ず記入して下さい。

電話番号 000-0000-0000

(区分 自宅・勤務先・携帯電話)

(◎日中に連絡が取れる電話番号を記入して下さい)

希望事項

住宅区分 一般県営住宅

地区別

団地名

構造

間取り

裏面のとおり

※裏面の団地一覧の中からご希望の団地に〇印を
付けて下さい。(複数希望も可能です)

階数

1階希望

有・無

※高齢者世帯・心身障がい者世帯(1階の住宅以外での生活が困難と認められる者に限る)・ハンセン病療養所入所者等世帯のみ記入

※ 受付	一般	
	老人	
※ 申込区分 B	心身障がい者	
	母子又は父子	
	多子	
	多家族	
	子育て	
	若者夫婦	
	DV被害者	
	災害被害者	
	犯罪被害者	
	ハンセン病	
単身		

入居しよう
とする親族

申込者と
の続柄

ふりがな
氏名

生年月日及び年齢

職業及び
勤務事業所名

備考

本人 えひめ 愛媛 太郎 大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇歳)

会社員
(株)〇〇〇〇

身体障がい2級

妻 えひめ 愛媛 花子 大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇歳)

パート
〇〇スーパー

収入認定計算
(控除額)など
に係る事項
があれば記入する。

長男 えひめ 愛媛 一郎 大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇歳)

〇〇高校

次男 えひめ 愛媛 次郎 大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日(〇〇歳)

〇〇小学校

 大・昭・平・令 年 月 日(歳)

短時間のパートやアルバイトであっても収入がある場合
は必ず記入する。

 大・昭・平・令 年 月 日(歳)

合計 4 人 入居する親族以外の扶養親族名

愛媛 春子(長女 〇〇大学〇〇県在住)(〇〇歳)

 東予 冬子(義母 〇〇市在住)

(〇〇歳)

住宅を必要
とする理由

【次を参考に住宅に困っている理由を具体的に記入して下さい。】

- ・立ち退き要求を受けている。
- ・他の世帯と同居している。
- ・保安上危険あるいは衛生上有害な住宅に住んでいる。
- ・民間賃貸住宅に住んでいる。(家賃はいくらぐらいか。)

※ 審査

実態調査

入居はしないが、税法上の
別居扶養親族がいれば記入する。

判定

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 申込者の電話番号区分・階数の欄は該当するものを〇で囲むこと。

4 入居資格自己チェック1(入居資格)を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は特目住宅Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も提出してください。

記入例

複数の団地を希望された方は、その
中で一番早く空き家が生じた団地の
住宅を一つだけ案内します。

【裏面】

<入居希望団地>

※入居を希望する団地に○印をつけてください。

地区	団地名	所在地	棟番号	戸数	一戸当たり専用面積(m ²)	間取り	単身世帯の入居	入居希望(複数可)	備考
新居浜市	新居浜南	庄内町4丁目4番	1・2号棟	30	60.9	3DK	可	<input checked="" type="radio"/>	
			3号棟	20	62	3DK			
	新居浜東	庄内町1丁目4番	1・2号棟	36	60.9	3DK	可	<input checked="" type="radio"/>	
			3号棟	12	65.8	3DK			
	多喜浜	阿島1丁目8番	1号棟	18	66.6	3DK	1階のみ可	<input checked="" type="radio"/>	
			2号棟	18	73.5	3DK			
	多喜浜第2	阿島1丁目7番	1・2号棟	21	70.5	3LDK	可	<input checked="" type="radio"/>	
			1・2号棟	9	56.3	2DK			
	磯浦	磯浦町13番	1号棟 (EV付)	10	71.7	3LDK	可	<input checked="" type="radio"/>	
				15	56.1	2DK			
				5	43.4	1LDK			
西条市	西条東	新田258番地	1・2号棟	36	66	3DK	可		
			3号棟	18	71.5	3DK			
	東予	国安158番地10	1号棟 (EV付)	40	53.8	3DK	可		※1階階段有、 2～5階EV降り た後階段有
			2号棟 (EV付)	24	58.8～63.8	3DK			
			3号棟 (EV付)	16	60.8	3DK			
四国中央市	御陣家南	丹原町池田 1224-20	1号棟	4	79.8	3DK			
	川之江	四国中央市川之江町981-1	1号棟 (EV付)	10	71.7	3LDK			
				15	56.1	2DK			
				5	43.4	1LDK			

<以下、受付者記入欄>

※入居を希望する方の記入は不要です。

令和7年度 県営住宅入居申込書受付票

令和 年 月 日

入居申込者様

東予地方局建設部建築指導課
(担当者印)

県営住宅入居申込書を受付しました。

抽選については、入居申込案内書をご確認ください。

受付番号

(受付印)

--

記入例

■入居資格自己チェックリスト1（入居資格）

該当する項目に□をしてください

※1 □の全ての要件を満たす必要があります。

※2 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。

※3 優遇入居資格による入居を希望する場合（該当者のみ）は、必ず入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査（許可）時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会などによる補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際にには、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	愛媛 太郎
-------	-------

い ず れ か	<p>□ 同居親族がいる。（内縁関係に有る方および婚約者を含みます。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。 (該当する要件を○で囲んでください。)</p> <p>● 60歳以上</p> <ul style="list-style-type: none">身体障がいの方（1級～4級）精神障がいの方（1級～3級）知的障がいの方（療育手帳の交付を受けうる程度）生活保護法に規定する被保護者戦傷病者手帳の交付を受けている方ハンセン病療養所入居者原子爆弾被爆者の方海外引揚者DV被害者等 <p><input checked="" type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。（参考）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現に住宅に困窮している。 (該当する要件を○で囲んでください。)</p> <p>● 民間賃貸住宅居住</p> <ul style="list-style-type: none">親族の家に居住その他（詳しく記入してください。） <p>※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格がありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。</p>
------------------	---

（参考）所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000円／月以下
高齢者・子育て・障がい者等（裁量世帯）	214,000円／月以下

所得月額（本人の年間所得金額+同居親族の年間所得金額-控除額合計）÷12

控除の種類と控除額

控除の種類	控除額	備考
同居・扶養控除	1人につき38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25万円	〃 16歳～22歳の方
寡婦控除	〃 27万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35万円※	所得税法上のひとり親の方
障がい者（一般）	〃 27万円	障がい者（特別）以外の身体、精神、知的障がい
障がい者（特別）	〃 40万円	障がい者手帳1, 2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	〃 10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が27万円以下、ひとり親控除は所得が35万円以下及び振替基礎控除は所得が10万円以下の時はその額）

注）裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をしてください。

記入例

■入居資格自己チェックリスト2 (優遇入居資格)

該当する項目に☑を記入して下さい。

※1 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。(該当者・希望者のみ)

※2 優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づいています。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居としての案内を取消し、一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名	愛媛 太郎
-------	-------

(特定目的住宅Bへの優遇入居資格)

- 60歳以上の方がいる世帯(老人世帯)
- 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者(下肢障がい者)
- 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者(下肢以外の障がい者)
- 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく精神障がい者(1,2級)
- 知的障がい者福祉法に基づく知的障がい者(重度、中度)
- ハンセン病療養所入所者等世帯
- 母子又は父子家庭の世帯(母子世帯又は父子世帯)
- 18歳未満の子供がいる世帯(子育て世帯)
- 18歳未満の子供が3人以上いる世帯(多子世帯)
- 入居者が5人以上の世帯(多家族世帯)
- 夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)
- DV被害者世帯
- 災害被災者世帯
災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯(上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。)
- 次の犯罪被害に該当する世帯(犯罪被害者等世帯)
 - ・ 犯罪により主たる収入者が亡くなった
 - ・ 犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難
 - ・ 現在居住している住宅で重要犯罪(殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ)が行われた
 - ・ ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができなくなった

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。(特定目的住宅)

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅等、特定の世帯しか入居出来ない特別な設備等を有する住宅(特定目的住宅A)、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅(特定目的住宅B)の2種類があります。【東予地方局建設部には特定目的住宅Aはありません。】

記入例

様式第3号（入居申込時）

誓約書・同意書

申込者及び同居しようとする親族は、県営住宅の入居申込にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 申込者及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないとの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

必ず押印して
ください。

令和〇年〇月〇日

申込者 愛媛 太郎 

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意
することに申込者が一切の責任を負います。

申込者 愛媛 太郎 

同居者 愉媛 花子

同居者 愉媛 一郎

同居者 愉媛 次郎

単身の入居申込の
場合は記入不要

参考

入居資格を満たさない（入居できない）事例集

	想定される事例
1	（裁量世帯、子育て世帯）同居人が入居申込時は未就学児童だったのに、案内時には小学校就学の始期に達したことにより、裁量世帯で無くなつたため、案内時に収入基準において入居資格が無くなつた。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
2	（裁量世帯、高齢者世帯）入居者が 60 歳以上の者の場合で、同居人が案内時に 18 歳以上になったことにより、裁量世帯で無くなつたため、収入基準において入居資格が無くなつた。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
3	（裁量世帯全般、子育て、高齢者、障がい者）裁量階層となる対象の入居者又は同居者が、申込の後、案内時までに死亡してしまつたこと等により裁量世帯から外れ、収入基準において入居資格が無くなつた。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
4	（収入増による入居資格要件外 1）申込時には、直近の市県民税課税証明書（市役所が発行）により自主的に入居基準を確認した結果、収入基準を満たしていたが、入居案内時には、市県民税課税証明書等が更新されること等により、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなつた。
5	（収入増による入居資格要件外 2）入居案内時点で、同居者が増えて（Uターン等）、世帯全体の所得が増加したことにより収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなつた。
6	（控除額の減少による入居資格要件外 1）入居案内時に同居者が減ることにより（結婚等で別居）、扶養親族控除額が減少したために、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなつた。
7	（控除額の減少による入居資格要件外 2）案内時に同居者が高校を卒業して就職、想定年収が 103 万円（所得が 48 万円）以上となつたため、特定扶養親族控除額を控除できなくなつた結果、収入規準を満たさなくなり、入居資格が無くなつた。
8	（控除額の減少による入居資格要件外 3）案内時に同居者が 23 歳になつたため、特定扶養親族控除額を控除できなくなつた結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなつた。
9	（単身入居資格要件外 1）申込時には夫婦であったが、入居案内時には離婚して単身となり入居資格要件を満たさなくなつた。（入居者が単身入居が可能な場合を除く）
10	（単身入居資格要件外 2）申込時には生活保護受給を受けていた単身者が案内時に受給を外れたため、入居資格要件から外れた。（生活保護受給以外の理由により単身入居が可能な場合を除く）
11	（単身入居資格要件外 3）申込時には婚約しており、3ヶ月以内に結婚する予定であったが、入居案内時には結婚していないので、入居資格要件を満たしてない。
12	入居案内時現在、他の公営住宅に住んでいた事が判明したので、入居資格要件を満たしていない。
13	入居案内時に、持ち家があることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。
14	入居案内時に、不自然な同居人がいることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。（遠戚、他人）
15	単身入居者で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるので、入居資格要件を満たしていない。

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所 〒

(◎アパート等は建物名・部屋番号まで記入して下さい)

申込者 氏名

(印)

電話番号

(区分 自宅・勤務先・携帯電話)

(◎日中に連絡が取れる電話番号を記入して下さい)

希 望 事 項		※ 受 付		
住宅区分	一般県営住宅		一 般	
地区別	裏面のとおり			
団地名	※ 裏面の団地一覧の中からご希望の団地に○印を付けて下さい。(複数希望も可能です)			
構造	1階希望 有・無			
間取り	※高齢者世帯・心身障がい者世帯(1階の住宅以外での生活が困難と認められる者に限る)・ハンセン病療養所入所者等世帯のみ記入			
階数	※ 申 込 区 分			
入居しようとする親族	申込者との続柄	ふりがな 氏名	生年月日及び年齢	職業及び勤務事業所名
	本人		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	
合 計	人	入居する親族以外の扶養親族名	(歳)	
			(歳)	
住宅を必要とする理由			※ 審 査	
			実態調査	
			判 定	

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 申込者の電話番号区分・階数の欄は、該当するものを○で囲むこと。

4 入居資格自己チェック1(入居資格)を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は住宅Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も提出してください。

【裏面】

<入居希望団地>

※入居を希望する団地に○印を付けて下さい。



地区	団地名	所在地	棟番号	戸数	一戸当たり専用面積(m ²)	間取り	単身世帯の入居	入居希望(複数可)	備考		
新居浜市	新居浜南	庄内町4丁目4番	1・2号棟	30	60.9	3DK	可	※1階階段有、 2～5階EV降りた後階段有	※1階階段有、 2～5階EV降りた後階段有		
			3号棟	20	62	3DK					
	新居浜東	庄内町1丁目4番	1・2号棟	36	60.9	3DK	可				
			3号棟	12	65.8	3DK					
	多喜浜	阿島1丁目8番	1号棟	18	66.6	3DK	1階のみ可				
			2号棟	18	73.5	3DK	1階のみ可				
	多喜浜第2	阿島1丁目7番	1・2号棟	21	70.5	3LDK					
			1・2号棟	9	56.3	2DK	可				
	磯浦	磯浦町13番	1号棟 (EV付)	10	71.7	3LDK					
				15	56.1	2DK	可				
				5	43.4	1LDK	可				
西条市	西条東	新田258番地	1・2号棟	36	66	3DK	可				
			3号棟	18	71.5	3DK					
	東予	国安158番地10	1号棟 (EV付)	40	53.8	3DK	可				
			2号棟 (EV付)	24	58.8～63.8	3DK					
			3号棟 (EV付)	16	60.8	3DK					
四国中央市	御陣家南	丹原町池田1224番地20	1号棟	4	79.8	3DK					
	川之江	四国中央市川之江町981番地1	1号棟 (EV付)	10	71.7	3LDK					
				15	56.1	2DK	可				
				5	43.4	1LDK	可				

<以下、受付者記入欄>

※入居を希望する方の記入は不要です。

令和7年度 県営住宅入居申込書受付票

令和 年 月 日

入居申込者様

東予地方局建設部建築指導課

(担当者印)

県営住宅入居申込書を受付しました。

抽選については、入居申込案内書をご確認下さい。

(受付印)

受付番号

(受付印)

■ 入居資格自己チェックリスト1 (入居資格)

該当する項目に□をして下さい

- ※1 □の全ての要件を満たす事が必要です。
- ※2 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。
- ※3 優遇入居資格による入居を希望する場合(該当者のみ)は、必ず入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査(許可)時点での一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名

い
ず
れ
か

同居親族がいる。(内縁関係に有る方および婚約者を含みます。)

同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。
(該当する要件を○で囲んでください。)

- 60歳以上
- 身体障がい者の方(1級～4級)
- 精神障がい者の方(1級～3級)
- 知的障がい者の方(療育手帳の交付を受けうる程度)
- 生活保護法に規定する被保護者
- 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ハンセン病療養所入居者 ・原子爆弾被爆者の方
- 海外引揚者 ・DV被害者等

入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。(参考)

現に住宅に困窮している。

(該当する要件を○で囲んでください。)

- 民間賃貸住宅居住
- 親族の家に居住
- その他(詳しく記入して下さい。)

※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格が有りません。

入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。

(参考)所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000円／月以下
高齢者・子育て・障がい者等(裁量世帯)	214,000円／月以下

所得月額 (本人の年間所得金額+同居親族の年間所得金額-控除額合計) ÷ 12

控除の種類と控除額

控除の種類	控除額	備考
同居・扶養親族控除	1人につき38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25万円	〃 16歳～22歳の方
寡婦控除	〃 27万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35万円※	所得税法上のひとり親の方
障がい者(一般)	〃 27万円	障がい者(特別)以外の身体、精神、知的障がい
障がい者(特別)	〃 40万円	障がい者手帳1, 2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	〃 10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除(寡婦控除は所得が27万円以下、ひとり親控除は所得が35万円以下及び振替基礎控除は所得が10万円以下の時はその額)

注) 裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をして下さい。

■入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）

該当する項目に☑を記入して下さい。

※1 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。(該当者・希望者のみ)

※2 優遇入居資格のうち、**60歳以上の年齢要件は抽選日現在**、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行います。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

(特定目的住宅Bへの優遇入居資格)

- 60歳以上の方がいる世帯(老人世帯)
- 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者(下肢障がい者)
- 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者(下肢以外の障がい者)
- 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく精神障がい者(1,2級)
- 知的障がい者福祉法に基づく知的障がい者(重度、中度)
- ハンセン病療養所入所者等世帯
- 母子又は父子家庭の世帯(母子世帯又は父子世帯)
- 18歳未満の子供がいる世帯(子育て世帯)
- 18歳未満の子供が3人以上いる世帯(多子世帯)
- 入居者が5人以上の世帯(多家族世帯)
- 夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)
- DV被害者世帯
- 災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯(上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。)

- 次の犯罪被害に該当する世帯(犯罪被害者等世帯)
 - ・ 犯罪により主たる収入者が亡くなった
 - ・ 犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難
 - ・ 現在居住している住宅で重要犯罪(殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ)が行われた
 - ・ ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。(特定目的住宅)

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅等、特定の世帯しか入居出来ない特別な設備等を有する住宅(特定目的住宅A)、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅(特定目的住宅B)の2種類があります。【東予地方局建設部には特定目的住宅Aはありません。】

誓約書・同意書

申込者及び同居しようとする親族は、県営住宅の入居申込にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 申込者及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

申込者 印

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意することに申込者が一切の責任を負います。

申込者 印

同居者

同居者

同居者